

經濟論叢

第108卷 第1号

結合企業の重層性……………堀江英一 1

経営分析方法論の批判的検討……………野村秀和 19

占領下日本財政の「合理化」過程と

財政投融资……………柳ヶ瀬孝三 39

研究ノート

生産関数と生産可能性曲線……………植松忠博 60

昭和46年7月

京都大學經濟學會

占領下日本財政の「合理化」過程と 財政投融资

——戦後日本の財政投融资制度の形成過程 (1)——

柳 ケ 瀬 孝 三

I は じ め に

財政投融资とは、従来の見解に従えば、「実物資本の形成を目的としてなされる財政資金の金融的投資」であり、普通、現代資本主義に特有の新しい現象として把握されている。しかし、この「財政資金の金融的投資」が現代資本主義という歴史的段階のもとで何故に膨大化し、必然的なものとなるのか、また、その意味・役割は何であるのかについては、現実の過程の分析を踏まえたうえで十分に明らかにされているとはいえない。そして、この分野についての財政学における「取扱いについてはなお一定した立場というものが存在しない」と繰り返す言うことができる¹⁾。

従来、主としてフィスカル・ポリシー論の見地からする財政投融资研究は、国家セクターを政策上の単なるバランスング・ファクターとしてしか取り扱わないという立場をとっている関係上、財政投融资の独自の形態をふまえた制度的側面の研究が欠落しており、それ故に、この研究にとっての適切な指針とはなりえないので、多少ともこれに批判的な見地からする諸見解を簡単に総括してみよう。

それらによれば一方では、1929年の大恐慌を契機とする「資本主義に内在する自動調節作用のまひ」(遠藤湘吉氏)、あるいは、「資本主義の全般的危機段階

1) 佐藤 進、財政投融资，島恭彦・林栄夫編「財政学講座」第3巻「日本財政の構造」昭和39年，163ページ。

における資本蓄積のゆきづまり」(宮本憲一氏)から民間金融市場、資本市場において財政資金の必要が生れてくるとされている。しかし、それらの具体的内容ははっきりしたものではない。これらの議論が、単に経済過程における「不均衡」を指摘し、さらに、財政資金によってその均衡化がはかれると説くことにつなげられれば、それは、国家セクターをバランシング・ファクターとして把握するフィスカル・ポリシー論と同一のものであろう。

他方、財政投融资増大の、これら経済過程における要因とともに、財政過程における要因については、代表的な見解²⁾として次の二つがある。(1) 国民経済における財政の比重の増大と管理通貨制の採用によって比較的自由に国家が貨幣・資金の流れを左右することができるようになった、と主張され、財政投融资の必然化の要因というよりは、その増大を可能とする条件を指摘されるにとどまっている遠藤湘吉氏の見解。(2) 「資本主義の全般的危機の段階の財政は、経常支出を投融资化する新たな傾向をもっている」と財政独自の論理からの要因を指摘される宮本憲一氏の見解がそれである。遠藤氏のように単なる条件の指摘におわれば、財政資金は経済法則外の独立、自由な運用が可能なものであるとする議論におちいる危険がある。また、管理通貨制の問題にしても、それが財政運用の幅を拡大したといういわば財政資金放出の促進条件としてとらえるだけでは、投融资形態を生み出す財政の側の必然性を何も説明するものではない。とくに、戦後のIMF体制という国際的な管理通貨制のもとでは、本論で後にもみるように、日本の場合、それは財政資金の拡大と運用の可能性の拡大というよりはむしろ財政資金放出の制約条件となっている。のちにみるように、財政投融资は、単に財政資金の拡大運用ではなく、「投融资形態」という財政資金の節約、効率的運用にかかわる問題であって、管理通貨制を財政資

2) ここで代表してとりあげる遠藤湘吉氏、宮本憲一氏の著作の引用については次のとおり。

遠藤湘吉「財政投融资」岩波新書、昭和41年；同、財政法、渡辺洋三編「現代法」第7巻「現代法と経済」昭和42年、264-275ページ。

宮本憲一・島 恭彦、財政投融资の機構、鈴木武雄・新庄博・高橋泰蔵・林米夫編「金融財政講座」第3巻「財政投融资と民間投融资(上)」昭和36年。

金の拡大運用としてとらえ、それをただちに投融资の拡大と結びつけるのは性急のそしりをまぬがれないであろう。他方、宮本氏の見解において、財政危機から投融资という形態が生み出されるとする指摘は重要である。しかし、宮本氏のここでの指摘は、膨張した経常支出を「財政資金の金融的操作によって多年度の分割負担をせねばならないことを原因としている」とされるにとどまっている。のちにみるように、財政投融资は財政危機とインフレーション、そして、それらの国際的関連(戦後のとくにIMF体制のもとでの財政の国際的連関)を抜きにしては考えられないのであって、先に遠藤氏が提起されたIMF体制を背景とする日本の管理通貨制度確立と、宮本氏の強調される日本の財政危機との関連を統一的につかむことが強く要請されることとなる。ところがこの関連にたちると、アメリカの対日経済政策、日本の実業界のそれに対する対応の中で形成される産業再編成との関係にかならずつきあたるのであって、通貨管理、財政危機、産業再編成という三つの分野のいわば接点として財政投融资が問題となってくるのである。従って、この小論は、遠藤氏の提起された管理通貨制度、宮本氏の提起された財政危機、という二つの側面を戦後日本の産業「合理化」と再編成の見地から包括的につかみなおし、財政投融资研究に新しい視野をひらこうと試みたものである。

戦後日本の財政投融资をみる場合、その制度的形成は、戦後の「非軍事化」「民主化」と戦後インフレの時期を経て、ドッジ・ラインが実施されるなかで、「日本経済の自立達成」の「産業合理化」の要請をうけつつ行われたところの財政金融制度の再編成の重要な一環となっており、そのいわば国家独占的資本蓄積補強機構の整備の土台のうえに、昭和30年以降の「高度成長」が実現されてきている。財政投融资の本質規定を深める以上のような課題を追求するためには、財政投融资制度の形成過程の具体的研究に立ちかえる必要があると思われる。従来の財政投融资研究は、この点で、所得倍增計画前後の財政投融资の急成長期を中心にした検討がおこなわれており、基礎資料としても澄田智・鈴木秀雄共編の『財政投融资』(昭和32年、財務出版)に多くを依存してきた。また、

財政投融資計画の側面から研究されることが多く、現実の資金を流すパイプであった開銀や輸銀等の政府金融機関の側面や、国際的な関連のもとでの一般会計を含めた広い意味での日本の財政方針のなかで検討されてこなかったように思われる。こうしたことのため、戦後日本資本主義の発展のなかで果した財政投融資の役割についても十分に評価しえたとはいえない。また、財政投融資現象の戦後日本における特質というものも明確な形ではつかまれてはいない。

以上の視角から、戦後日本の財政投融資制度の形成過程に立ちかえり、広い意味での日本の財政方針のなかからそれらがいかにして形成されてきたかを主要な金融機関の発生史を手がかりとして検討することにする³⁾。(なお、以下の文中、「財政合理化」という用語は、財政資金の効率的運用のための財政制度改革の意味であり、つぎの三つの内容を含む、(1)財政資金の節約、(2)公企業の独立採算的運用、(3)民間設備投資の資金源の効率的な供給機構、また「産業合理化」という用語は(1)よりすくなく資金で効果的に経営を発展させる一切の方策、(2)とくに設備の近代化による生産性の向上、を指している。)

II ドッジ・ラインと対日援助見返資金特別会計

——「管理通貨制」「財政合理化」(＝財政資金の効率的運用)「産業合理化」の統一物としての財政投融資制度の原型について——

現行の「財政投融資資金計画」に近い形で計画が組まれはじめた昭和28年度を戦後日本の財政投融資制度の一応の確立の時期とすれば、国鉄の公社化や国

3) 政府金融機関の形成の事情等については、紙面の都合上、本稿に続く「開銀・輸銀・資金運用部制度の形成の事情とその役割——戦後日本の財政投融資制度の形成過程(2)」において検討される。

尚、戦後日本の財政投融資制度は、ドッジ・ラインにはじまり、昭和20年代後半にはぼその基本的なしくみを形成するに至っているということが出来る。この研究は、この形成の過程における財政金融面からする次の三つの変化の時期に視点を置いてすすめられている。(1)戦後インフレ期からドッジ・ラインにもとづく昭和24・25年度予算における「超均衡予算」と「財政と金融の分離」の時期。(2)朝鮮戦争ブームのなかであられた昭和25年度補正予算ならびに26年度予算における債務償還費を計上せず、財投の増大をはかりはじめる「総合均衡予算」と「財政と金融の混雑化」の時期。(3)「講和」体制への移行に伴う、昭和27・28年度予算における「財政収支総合均衡方式」の崩壊と「一般会計均衡」への移行、「財政と金融の一体化」への時期。これは直ちに昭和29年の恐慌とMSA協定を経て新たに制度的再編へと発展していく。これらの研究をひきつづき発表していく予定である。

民金融公庫の設立が行なわれ、復興金融金庫の新規融資の停止と対日援助見返資金特別会計の創設が行なわれた昭和24年度がその制度形成の前提をつくったという意味で出発点であるといえる。昭和24年度予算と単一為替レートの設定を中心としたドッジ・ラインの実施方向のなかに、日本の財政・金融の再編成とそのなかでの財投制度形成の基調がどのように作り出されてくるのかという点からまず検討していこう。

いうまでもなく昭和23年12月、GHQから指令された経済安定九原則とそれにもとづくドッジ・ラインは、アメリカの対日政策として日本経済の「自立化」「安定化」という構想を示していた。それは、第1に、「現在ほど多額の援助を日本に注ぎ込む必要のなくなる時期を早める」ために、「この援助を効果的に使用して米国が引続き援助しなくても輸入代金を支払える程度に完成材の輸出を振興できる」⁴⁾(傍点引用者) ようにして「自立化」をはかる。第2に、「自立化」のために「支出される米国政府資金の効果的使用に健全な基礎を確立するために」⁵⁾(傍点引用者) 「安定化」をはかる。第3に「自立経済を達成することによって……外国のクレジット獲得に有利な諸条件をつくり出す」⁶⁾(傍点引用者) という三点を主要な内容としていた。そして、「物価の騰勢とインフレの高進」を抑え、「財政、金融、物価および賃金を出来るだけ速かに安定」させるための九原則が示され、この「計画は単一為替レートの設定を早期に実現させる途を開くためにはぜひとも実施されねばならぬもの」とされていた⁷⁾。それは、単一為替レートの設定を軸として、アメリカのドル支配を内容とするIMF体制に日本を組み込んでいくための日本の「国民経済合理化」の計画であったと言える。アメリカの援助の効率的運用と日本の「国民経済合理化」を統一的に実施し、その過程でIMF体制に日本を組み入れることこ

4) ドッジ使節団一員ポール・オリアリー談——ニューヨーク4月28日発AP。(井上晴丸・宇佐美誠次郎著「危機における日本資本主義の構造」昭和26年、264ページより)。

5) 昭和24年4月15日、予算に関するドッジ声明、経済再建研究会編「ポーラーからドレスへ」昭和27年、262ページ。

6) 昭和24年3月7日、ドッジ公使声明、同上、259ページ。

7) 経済九原則指令、昭和23年12月18日総司令部特別発表、同上、254-255ページ。

そドッジのねらうところであった。

この「国民経済合理化」の中心環に財政の「合理化」が据えられたのである。ドッジによって「経済安定九原則の至上要求は均衡予算を作成実施することである」⁸⁾として編成された昭和24年度予算は、かくして、単一為替レート設定のためのインフレ収束予算として、九原則の実施と「財政と金融の分離」を方針とした画期的な財政「合理化」予算となった。

いま、この予算において特に注目しなければならないのは、第1に、「単一為替レート設定のため」という枠をはめ、「極力経費の節減をはかり、また必要であり、かつ適当なりと考えられる手段を最大限度に講じて真に総予算の均衡をはかる」ということで、一般会計、特別会計、政府関係機関、地方財政を通じた財政収支の総合均衡をはかり、さらにそのうえに、1,091億円にものぼっていた復金債の全額償還を行なう、国債等の償還を行なうなど、旧債務の償還の特別政策をも追加した「超均衡予算」とされたということである。そして第2に、そのなかで「財政と金融の分離」ということで、公信用の発動を停止するという政策がとられた。それまで価格差補給金とともに、大企業・独占体を金融的に大きく支えてきていた国家独占的金融機関としての復興金融金庫は新規融資を停止され、また、預金部資金の運用もひきつづき国債、地方債のみに限定され、その他、特別会計等での公債発行や借入金の不許可とそれら不足額は一般会計から繰入れさせる、地方債公募は許されず全額預金部引受けとされるということとなった。さらに、第3に、それまで、「かくれた輸出入補給金」として費消されていた対日援助が、新設の対日援助見返資金特別会計に経理され、「同資金の引出しは総司令官の認可する額に限定され、且つその目的が経済安定に資するものとして総司令官の認可を受けた場合に限り許可される」⁹⁾とされ、嚴重にGHQに管理され、事実上は全くのGHQの権限下にある資金と

8) 昭和24年4月15日、予算に関するドッジ声明、同上、262ページ。

9) 米国対日援助見返り資金特別勘定設置に関する総司令部指令、昭和24年4月1日、同上、261ページ。

なったことである。

こうして、戦後の日本の「非軍事化」「民主化」の一環として行なわれた財閥解体、農地改革といった、アメリカの強力な競争相手としての日本の支配層の解体、独占体、国家独占体の解体が進められてきたもとの「国民経済の合理化」「財政の合理化」がこれ以降強力にすすめられていくことになるのである。こうした財政「合理化」予算は価格差補給金も「企業合理化」をすすめることによって漸次減額していく方針とされていたように、戦後インフレの急速な収束によって物価・賃金の抑制をはかりながら、大企業・独占体に対しても、財政資金への寄生を払拭し、「企業合理化」をすすめさせることをめざしていた。日本財政は、通貨安定＝単一為替レート設定・維持のため、財政収支総合均衡方式あるいは「超均衡予算」という枠をはめられ、財政運用の弾力性はGHQの厳格な管理下にある見返資金特別会計に集中され、鉄道・通信両特別会計の建設資金をそこから融資し、また民間産業に対しても復金融資停止のもとでそれにかわって私企業融資を行なっていくことによって「企業合理化」「産業合理化」を誘導していくということになるのである。

こうした画期的な「財政合理化」が行なわれた昭和24年度予算のもとの財政投融资は、極めて限られたものとなった。見返資金からは、国鉄・通信会計への各々150億円、120億円と私企業投資246億円であり、一般会計からは国民金融公庫への出資金18億円、預金部資金からは地方債引受310億円であり、総額わずか844億円というものであった。(第8表参照)

いま見返資金の収支実績(第1表参照)をみると、支出の55%までが債務償還にまわされていて、公企業支出(国鉄と電通会計への融資)と私企業支出をあわせて516億円でしかない。また、昭和24・25年度とも、私企業支出よりも公企業支出の方がやや多い。私企業支出は、昭和23年度の復金融資総額が725億円であったことからみれば、昭和24年度の246億円というものは、その3分の1強にまでしぼられてしまっている。しかもこの私企業支出の放出は遅れ、昭和24年11月までわずか2件4億円弱という状態であった。

第1表 見返資金収支実績

(単位、億円)

	昭和24年度	昭和25年度
1) 収入	1,293	1,629
繰入	1,278	1,308
回収	—	274
利殖金	14	49
2) 支出	1,141	799
債務償還等	624	—
公企業支出	270	382
私企業支出	246	338
その他	—	79
3) 短期証券 及預金	152	982

宮下武平「国家資金」昭和30年、85ページより。

かかったことから、特別会計として新設され、GHQの厳重な管理下におかれたのであったが、これが「合理化」と「経済安定計画」達成の重要な手段であった。しかも、このようにして、対日援助が見返資金特別会計に別経理されたことは、単にインフレを促進しないようにというだけでなく、極めて「効率的」な使用方法がとられるようになったことを意味している。見返資金の支出方法は、資金の無償交付としての「使用」と、元本を回収し利息を徴収するものとしての「運用」とがあったが、「使用」となったのは、昭和25年度の公企業分野に見られただけであった。しかも、「運用」の利率は、当初GHQは年12%も要求していたといわれる。結局、日本政府の要請で7.5%と決められたが、それでも「アメリカはもちろん日本の資本利子に比べて決して低いものでは

見返資金について、ドッジは、「通貨のインフレ的膨張を促進することなく」「健全で妥当な信用を拡張するとともに、必要欠くべからざる資本投下の必要に合致する実質的手段」と呼んでいた¹⁰⁾。また、見返資金に対する日本側の要求は「投資先が合理化と経済安定計画の達成に寄与する程度にに応じて考慮される」¹¹⁾というものであった。先にも見たように、見返資金は、対日援助物資がそれまでは、「かくれた輸出入補給金」として費消され、インフレ通貨を吸収

させず、インフレ抑制効果をもたな

10) 昭和24年4月15日、予算に関するドッジ声明、同上、268ページ。

11) 米国対日援助見返り資金特別勘定設置に関する総司令部指令、同上、262ページ。

なかった。」

従って、対日援助の使用方法的「合理化」を行ない、それによって設けられたGHQ管理下の見返資金特別会計によって、「経済安定計画」と産業・企業の「合理化」を達成するということとなったのである。

昭和24年度の見返資金の運用の重点は、先ずは、債務償還に最大の重点をおき、「産業合理化」達成のうえでは、私企業分野より公企業分野が全体としてより多く重視されていたといえることができる。

私企業に対する財政融資は、先にもみたように極めて制限するというのがGHQの方針であった。ドッジ・ラインに先だって、GHQは、日本の金融制度再編成の方針を明らかにしている。昭和23年8月の「新立法による金融制度の全面的改正に関する指針」などに示されるように、私企業においては、「長期資金は証券市場で供給し、短期資金は一般市中金融機関で担当すべきであって、産業設備金融については特殊銀行もしくは預金部資金を使用するのは好ましくなく、ただ住宅建築などの特殊分野については、特殊金融機関を認める」¹²⁾というものであった。従って、昭和24年6月設立の国民金融公庫は、従来の庶民金庫、恩給金庫の再建整備上認められたものである。しかも、恩給担保貸付、勤労所得者や小商工業者への消費資金貸付などの業務は削除され、小口の事業資金貸付のみに業務範囲を縮小され、さらに、国鉄の公社化にみならって「公庫」という名称をはじめて用いて、独立採算、「自主性」を建前としてのみ認められることになったものである¹³⁾。また、昭和26年6月に、個人住宅や賃貸住宅の建築資金を融通するものとして設立された住宅金融公庫もこのGHQの当初の方針に沿って認められたものであった。

かくして、私企業むけの財政投融资は、ドッジ・ラインのもとで、全体として量的に抑えることによって、それまで、インフレ資金に寄生していた企業に対して、「合理化」圧力としていくことを重点としていたといえることができる。

12) 日本開発銀行「日本開発銀行十年史」昭和38年、13ページ。

13) 国民金融公庫調査部「国民金融公庫十年史」昭和34年、133-142ページ参照。

第2表 業種別復金融資総額

(単位、億円)

	昭和22年度	昭和23年度
融 資 総 額	534 (100.0)	725 (100.0)
石 炭 鉱 業	188 (35.0)	276 (38.1)
製 鉄 業	15 (2.9)	16 (2.3)
肥 料 工 業	31 (6.0)	22 (3.1)
電 気 業	25 (4.7)	195 (27.0)
海 運 業	11 (2.2)	35 (4.8)
船 舶 公 団	13 (2.5)	68 (9.4)
織 維 工 業	6 (1.2)	42 (5.9)

通産省「産業合理化白書」昭和32年、54ページ。

へと移っている。また、電力と海運で見返私企業融資の77.6%を占めるに至っ

第3表 見返資金私企業融資業種別内訳 (単位、億円)

	昭和24年度 配分試算	昭和24年度 実績	昭和25年度 実績	昭和24・25 年度 %
融 資 総 額	?	246	286	100.0
電 気	240	100	100	37.8
海 運	64	83	128	39.8
石 炭	200	38	23	11.7
鉄 鋼	60	14	7	4.1
肥 料	9	2.8	2	1.0
化学薬品	?	3	2	1.0
織 維	4.5	—	5	1.0
農 林 水 産	6.5	—	3	0.7
中 小 企 業	20	3	11	2.8
観 光 ・ ホ テ ル	?	—	0.4	0.1
石 油	5	—	—	—

通産省「産業合理化白書」58ページより。但し、24年度配分試算は、安定本部が同年4月末に見返予額1750億円として作成したもの(「中小企業金融公庫十年史」148ページ)

量的には制限されてはいたが、私企業向け財政投融资のほとんど唯一ともいってよい見返私企業投資の内容をさらに検討してみよう。第2表、第3表にみるように、復金融資に比べて、総額が $\frac{1}{2}$ に減少しているとともに、重点産業が、石炭(23年度復金融資総額の38.1%から24・25年度見返私企業投資総額の11.7%へ)から、電力(23年度同、27.0%から24・25年度同、37.8%へ)

ている。石油業へは、昭和24年3月のカルテックスなど外油3社(元売比率72%)と国内10社(元売比率28%)による民間販売への移行などとともに、アメリカをはじめ国際石油独占体による原油売込みと資本進出が開始されており、経済安定本部の方では一定額の見返融

資をまわす予定であったのが、実際には全くまわされていない。これらの特徴は「エネルギー源の電力への移行」、電力の「水主火従」から「火主水従」へ、石炭から石油へのエネルギー転換が、国際独占体の進出と見返私企業融資の相補った関係をもって、すでに端的に方向づけられていたということができよう。

さらに、見返私企業融資は、日本発送電の解体、九電力への再編成に際して、日本製鉄をはじめ「自分たちのこれまで受けている特権的なものがこわされる」¹⁴⁾とする日本独占体の抵抗に対して、GHQが融資をストップさせるなども行なっている。日本の国家独占体の解体を行ない、競争条件を整備して対日資本進出を可能としていく体制づくりに大きな役割を担っていたということができる。

以上のように、GHQによる日本の財政・金融再編成の方針のなかで、見返資金は重要な役割を担うものとして、経済安定九原則の諸目的と密接な関連をもちながら、「産業合理化」をすすめていくこととなり、これが対日援助の「効果的使用」の内容であったのである。ここに、「管理通貨」制度の確立、財政制度の「合理化」、「産業合理化」の接点としての財政投融资の「原型」を明瞭に把握することができる。

III 長期産業資金の不足とドッジ・ラインの「修正」

——財政投融资の日本の環境への定着——

以上にみたような、経済安定九原則とドッジ・ライン、見返資金の「効果的使用」という内容と方向が戦後日本の財投制度形成の基調を与えてくるのであるが、単一為替レート設定のための急速な「インフレ収束」に重点がおかれていた昭和24・25年度の財政方針から直ちに、現行のような財投制度として形成されてくるというものではなかった。制度形成へと結実してくるには、さらに具体的日本的諸関係を動因とすることが必要であった。昭和24年の「ドッジ恐慌」と昭和25年朝鮮戦争勃発にともなう特需ブームという事態の進展のなかで

14) 安藤良雄編著「昭和経済史への証言(下)」昭和41年、370ページ。

成熟してくる制度形成促進の諸要因とそれに伴うGHQの対日管理方針、財政・金融の再編成方針の一定の修正の方向をつぎに検討しよう。

ドッジ・ラインにいう日本の「自立化」政策は、先にみたように、対日援助の早期削減と対日資本進出をはかっていくというものであったが、日本の国際収支が対日援助によって大きく支えられているというもとは、日本の輸出増強は死活的な重要性をもつものであった。しかもその輸出市場は、「従来の貿易は極端な入超、輸出伸張余地の絶望的状态を特徴とする対米貿易を枢軸としていたが、これを多少とも輸出伸張の可能性ある対東南アジア貿易(主としてスターリング圏)を枢軸とするものに切換え」¹⁵⁾の方向で求められねばならなかった。そして、戦後の変化した日本の国際環境のもとでは、戦前からの生糸や繊維製品の輸出を起動力とした貿易構造を多少とも重化学工業製品輸出を主としたものに「高度化」する道によってのみ市場を確保し、国際収支上の「自立」が可能となるというものであった。しかし、これが、昭和24年の鉱工業生産の戦前の80%水準(昭9—11年平均)への回腹に対して、輸出は依然16%にしか達していないという絶望的状态にあった。とくに単一為替レート(1ドル=360円レート)の設定のもとで、アメリカの戦後恐慌や昭和24年9月のポンド切下げなどの影響をうけて、「金属、機械、化学製品など重工業品及雑貨類は、……補給金減廃などによるコスト高もからんで為替レート設定前の7割台に停滞」¹⁶⁾した。こうしたことは、「国際価格への翰寄せを目標」とした「産業合理化」、とくに重工業部門の「輸出競争力」強化をますます必要なものとした。朝鮮戦争勃発による輸出の急増も「世界的な軍備拡充の促進に伴う」ものでしかなく、「合理化」の要請は決して弱められるというものではありえなかった。

こうした「産業合理化」「産業構造高度化」の要請にとって、ドッジ・ラインによる「超均衡予算」「財政と金融の分離」による復金融資の停止、預金部資金による民間融資の凍結、見返私企業投資の放出の遅れと額の大巾な縮少と

15) 前掲書「危機における日本資本主義の構造」266ページ。

16) 経済企画庁戦後経済史編集室編「戦後経済史(総観編)」昭和32年、251ページ。

いった日本の大企業・独占体の財政資金への寄生の払拭の方向は、大企業・独占体にとっての長期産業資金の決定的な不足という事態を導き出した。日本財界からは「合理化の一番の隘路は合理化資金にある」という声を生み出した¹⁷⁾。もちろん、ドッジ・ラインの実施にともなう中小企業の「金詰り」倒産や農村不況など24年恐慌の深刻な影響が財政資金の要請を極めて強いものにしてしたが、この時期における財政資金要請の主要な動きは、まずは大企業・独占体におけるこの長期産業資金充足の要求であった。

先にみたように、GHQの金融再編成の方針は私企業の長期資金は証券市場でまかなわせるということにあり、証券市場の育成の諸措置がとられ、民間金融機関による株式・社債投資の促進、市中手持ちの国債・復金債を対象とした起債市場育成のための日銀買オペなども実施された。しかし、24年末の不況の浸透による証券市場の暴落や、滞貨融資に迫られていた市中銀行へさらに設備

第4表 昭和23・24年度設備
資金調達額 (単位 億円)

	昭和23年度		昭和24年度	
	金額	比率	金額	比率
政府資金	683	68.9%	200	18.5%
復金	683	68.9	△46	△4.1
見返資金			246	22.6
民間資金	308	31.1	884	81.5
金融機関	123	12.4	312	28.9
事業債	8	0.9	189	17.2
株式	177	17.8	383	35.4
合計	991	100	1,084	100

第5表 昭和24～25年の証券市場の
動向

年月	株式払込 億円	事業債起債 億円
24年6月	59	7
8	101	23
10	117	34
12	41	18
25年2月	25	32
4	43	43
6	32	16
8	30	33

注 「第4次経済白書」に基き作成、
日本開発銀行「日本開発銀行十年史」
昭和38年、14ページ。

注 株式は証券取引委員会、事業債は
興銀資料による。
「日本開発銀行十年史」15ページ。

17) 堀越禎三編「経済団体連合会十年史(下)」昭和38年、321ページ。

資金貸出の増大、そのためのオーバーローンの激化、日銀信用の拡大、などと

第6表 オーバーローン状況 (全国銀行)

	オーバーローンの 割合 (A)	同 (B)	追加信用残高
22年12月	7.2%	7.1%	243 億円
23 "	7.5	8.0	48.6
24 "	8.6	9.2	85.4
25 "	9.5	10.2	164.5

注 1) (A) = $\frac{\text{貸出}}{\text{預金}}$ (B) = $\frac{\text{貸出} + \text{外為勘定}}{\text{自己資本} + \text{預金} + \text{債券} - \text{小切手} \cdot \text{手形}}$
 2) 日銀調査局資料による。
 「日本開発銀行十年史」, 11ページ。

いう結果となった。

GHQの方針どおりには事態は進まず、すでに特銀廃止の方針は、興銀貸出促進のための興銀債担保の日銀貸出の優遇などが行なわれ、現実には、

24年度の全国銀行設備資金貸出の半ばは興銀で占められるという状況であった。結局昭和25年3月に旧特銀法の廃止が行なわれたが、同時に「銀行等債券発行に関する法律」が施行され、興銀などの優先株引受けを見返資金によって行ない、金融債発行枠の拡大によって長期資金融資を支えていく方向をとらざるをえなかった。

第7表 昭和24年度設備資金調達割合

(単位 億円)

	対象会社	所要額	調達実績	調達割合
石炭	17	300	97	32%
電力	10	376	190	50
鉄鋼	24	67	44	65
鉱山	58	86	73	85
化学	90	96	87	91
機械	86	30	19	63
繊維	52	55	69	126
その他	100	55	45	81
合計	437	1,066	624	59

通産省企業局資料より。「日本開発銀行十年史」
17ページ。

それでも、長期資金不足の実態は第7表の昭和24年度の設備資金の調達割合にみるように、繊維での126%というのを除いて、軒なみ所要額を満たしていない。とくに、石炭、電力、鉄鋼、機械など基幹部門での不足が著しかった。

さらに、朝鮮戦争ブームのなかで、生産が増大

し、企業収益も大きく増加したが、産業部門間の不均等を大きくした。企業収益は「全製造業のうち、圧倒的部分は紡織業で占められ……最も資本蓄積を必要とする基幹産業における収益は概して低」く、市中金融機関の貸出は、「当時において好収益産業であった繊維、食料、製材、パルプといった産業に集中したため、電力、輸送などの基幹産業部門の復興は立ちおくれ、設備投資についていえばわずかに見返私企業投資によって、その所要額の一部を満たすという状況にあった。」¹⁸⁾市中銀行のオーバーローンも一層強まったが、単に資金の量的不足にとどまらず、生産資材、価格、信用などの直接統制の漸次撤廃にもなってあらわれたこうした事態は、長期資金をこれら基幹部門にむけていくための資金統制の必要も強めることになったのである。

大企業・独占体の長期産業資金充足の要求は、次第に強まり、とくに、見返私企業投資枠の拡大、預金部資金の活用、復金回収金の活用、債務償還費の民間流用など、ドッジ・ラインのもとで蓄積された「財政余裕金」の放出を強く要求した¹⁹⁾。しかし、GHQは、日銀信用の拡大による通貨膨張の危険、また特需ブームと統制撤廃による物価の高騰、輸入促進策として行なわれた「日銀ユーザンス制度」が日銀券増発のしくみになっていたこと、などから、単一為替レート維持を基準としたインフレ抑制の基調を変えず、また、財政資金の放出が大企業・独占体の財政資金への寄生を呼びもどし、「合理化」を弱め、「自

18) 前掲書「日本開発銀行十年史」22-23ページ。

19) いわゆる「財政余裕金」の状況について、前掲書「日本開発銀行十年史」は次のように述べている。預金部資金については、「25年3月末における預金部の運用状況を見ると、その資金総額は1,986億円に達している。その主要な使途は地方債引受、地方公共団体への貸付、国債・証券の運用、公団貸付に約90%が使用され、いわゆる余裕金とみなされるものが約280億円あった。さらに25年度は、郵貯・簡保・厚生年金の預金増が約500億円、国債償還300億円、公団・金融機関からの回収135億円が見込まれ、その他を合わせると1000億円以上の収入増加となるが、その運用は地方債引受に656億円が予定されているだけで、残額は未定」であった。見返資金については、「24年度末において短期証券に運用されているものが152億円あった。そして25年度の運用予算において、依然、債務償還に400億円に上る多額の資金を予定していたが、民間保有国債などはすでに底をついていた。」また運用資金の回収、利息なども加わって「数百億円の運用が可能であった(25年度の運用資金回収実績は272億円であった)。」また、復金回収金については、24年度の166億円は全額復金債の償還財源にあてられたが、「復金債は24年度中に全額償還され、25年度以降における回収金は新たな運用が可能となった」とされている。一方でこのような財政資金の蓄積に対して、日産協、経団連、経済同友会などが、再三にわたって、ドッジや政府に要望書や決議をあげている。「日本開発銀行十年史」19-27ページ参照。

立化」を遅らせるものとして依然厳格な態度をとろうとしていた。このなかで次第に、日本財界の要求も、こうした「インフレ抑制」と財政資金放出の必要という二つの方向を同時的に追求する方式を主張するようになってきた。

例えば、昭和25年10月23日付の全銀協のドッジに対する要望意見書によれば、金融機関が「これ以上のオーバーローンに応じ得られぬ段階にいたっている」と訴え、「資金の性格より見て、現在最も要請され、しかも普通銀行としてよく供給し得ぬ段階にある合理化資金としての長期資金の積極的供給」のために、「見返資金、預金部資金の効率的放出」「民間業界人をスタッフとし、民営的運営を前掲とした……新政府機関」の設立を提案している²⁰⁾。(傍点引用者)

GHQの側でも、インフレ抑制の先の基調を堅持しながらも、朝鮮戦争勃発にともなって日本の「講和」体制への移行を急ぐ政治的要請も強まり、特需と輸出の急増による日本の外貨保有の増加という条件のもとで、対日援助を早く削減し、日本の「自立」達成を急ぐ必要が強まってきた。その結果、日本財界のこうした要求に応じて、効率的な方法で財政資金の放出の方向をとりはじめることになるのである。この方向は、さらに、昭和25年末からのアメリカの国防動員体制の強化に伴って「米国の軍備拡充に日本の経済力を起用するという日米経済協力」²¹⁾が打ち出されてくるとともに次第に明確な形をとりだしていったのである。

以上のようにして、経済安定九原則とドッジ・ラインに示された日本の「自立化」「産業合理化」は、以上にみた当時の日本の具体的諸関係のもとで、その重要性、緊急性がますます高まり、そのために財政資金を積極的に投入することによってそれを実現していくという方向にドッジ・ラインは「修正」されてくることになったのである。しかし、それはもちろん、単一為替レートの維持、インフレの抑制は依然として重要な基調であり、そのもとの財政資金の放出であり、それは極めて「効率的」方法をとることとなり、財政資金の独立

20) 澄田智・鈴木秀雄「財政投融资」昭和32年、341-343ページ。

21) 前掲書「戦後経済史(総編纂)」、362ページ。

採算的運用を強めることとなるのである。このことが同時にまた、日本の大企業・独占体が再びアメリカと競争しようような財政資金の放出＝国家独占を許していくということではなく、依然として、それらの財政資金への寄生を払拭し、「合理化」をすすめる、アメリカの対日資本進出につなげていくという方向のものであったのである。このドッジ・ラインの「修正」も、こうした、依然として九原則の目的遂行に合致したものであり、いわば、それまでの、大企業・独占体に財政資金をできるだけ与えないことによる「合理化」圧力というやり方から、設備近代化などの「合理化」をすすめる、対日資本進出の条件整備を行なえる財政資金の投入の方向への変化というものであった。いわば財政制度の「合理化」と公企業への資金供給を中心とした方向から、民間の設備投資資金そのものの供給による近代化「合理化」への転換であった。これらの点をさらに具体的に次に検討していこう。

IV 財政投融资の増大と原資の「合理的」配分

――産業合理化資金供給機構の整備としての財政制度「合理化」――

かくして、IMF体制のもとに日本を組み込むための「経済安定計画」＝「国民経済合理化計画」の実行において、中心的な役割を与えられた財政「合理化」は、当初のアメリカの対日援助の効率的運用と通貨安定、企業の自主的な合理化努力促進という土台づくりから、私企業への設備資金供給という新たな役割を媒介として、この段階でさらに、財政投融资を増加させ、日本的な財政投融资制度の形成へと一步を踏み出すことになったのである。

さきにみた、日本財界の長期産業資金の充足の要望は、昭和25年秋のドッジの三度目の来日以後急速に高まり、以上にみた諸事情に支えられて、昭和25年度補正予算と昭和26年度予算の編成のなかで、財政投融资諸機関の形成となって結実することになったのである。

昭和25年度補正予算ならびに昭和26年度予算の性格は、一方でこうした財投の増大、日本輸出銀行、中小企業信用保険会計の新設、預金部による金融債の引受けの承認（25年度補正予算）、そして、農林漁業資金融通特別会計、日本開発

銀行の新設、預金部の資金運用部への改組(26年度予算)などが行なわれたが、他方、輸出急増による外為会計の円不足を日銀ユーザンスを通じて通貨増発でまかなっていたのに対してインベントリー・ファイナンスとして一般会計、貿易会計から合計360億円の同会計への繰入れ、見返資金、預金部資金の各々、833億円、389億円もの蓄積留保が依然行なわれ(25年度補正予算)、外為会計へのインベントリー・ファイナンス500億円(26年度予算)というように、依然としてインフレ抑制基調を堅持するものであった。また、25年度補正予算での債務償還費のうちから246億円の警察予備隊費、海上保安庁強化への流用にはじまる防衛費が財政枠のなかに割り込んでくるようになり、絶えず財政「合理化」の圧力は強まってきていたこともあって、債務償還費計上の超均衡予算とはならなかったが、依然インベントリー・ファイナンス継続の総合均衡予算となった。そして、「経済安定九原則の一つの狙いであった財政と金融の分離が財政投融资の増加から、またまた混淆されはじめた」²²⁾のである。

単一為替レート維持・インフレ抑制の枠のなかで依然として、債務償還費は計上しないが財政収支の総合均衡がはかられていたために、しかも諸種の財政需要が一層強まるなかで、財政の「合理化」が一層おしすすめられた結果として財政投融资の諸機関が形成されたのである。

こうして「産業の育成と合理化のための財政投融资の増大」は、「民間への産業資金の供給」の飛躍的な増加となったのである。「民間への産業資金の供給」は、昭和24年度の財投総額から26年度のそれへと2.7倍の増加であるのに対して、実に4.7倍の増加となり、全体のなかでの比重は、24年度の844億円中の31.3%から、26年度の2,297億円中の54.5%へと高まり、26年度の財政投融资の過半がそれになっている。こうした財政投融资の増大がどのような原資の配分によって可能とされたかを次にみてみよう。この点は、先にみた予算編成上の性格と関連してこの時期における財投増大の性格および制度形成における特徴をつかむうえで重要であろう。

22) 経済企画庁戦後経済史編纂室、「戦後経済史(財政金融編)」昭和34年、113-114ページ。

第8表 昭和24-26年度財政投融资実績

(単位、億円)

区 分	昭和24年度					昭和25年度					昭和26年度							
	一般 会計	預金部	見返 資金	計	自己 資金	一般 会計	預金部	見返 資金	計	自己 資金	一般 会計	運用部	見返 資金	計	自己 資金	合計		
1.民間への産業資金の供給	18		246	264	△4	260	47	180	363	580	△17	573	220	358	673	1,251	109	1,360
開 発 銀 行												70	100	170	67	237		
見返資金私企業投資			246	246		246		338	338		338		483	483		483		
輸 出 銀 行							25	25	50	△34	16	70	50	120	△13	107		
金 融 債 ・ 引 受								180	180		180		300	300		300		
国民金融公庫	18			18	△4	14	22		22	17	99	30	20	50	55	105		
農林漁業資金融通												50	30	40	120		120	
帝都高速度交通営団												8		8		8		
2.民間への住宅資金の供給							50	86	136	△36	100	80	60	14	154	22	176	
住宅金融公庫							50	86	136	△36	100	80	60	14	154	22	176	
3.政府事業建設投資			270	270	121	391		190	190	362	552	20	310	330	506	836		
国 有 鉄 道			150	150	12	162		40	40	199	239	20	150	170	217	387		
電 通 会 計			120	120	27	147		120	120	77	197		160	160	140	300		
郵 政 事 業					11	11				14	14				19	19		
国 有 林 野 事 業					71	71		30	30	72	102				130	130		
4.地 方 債 引 受		310		310		310		410	410		410		562	562		562		
合 計	18	310	516	844	117	961	97	590	639	1,826	309	1,635	320	1,290	687	2,297	637	2,934
原 資 構 成 比	2%	37%	61%	100%			8%	44%	48%	100%		14%	56%	30%	100%			

(注) 1. 国有鉄道および電通会計の25年度欄には、このほかに資金運用部からの借入、国有鉄道150億円、電通会計120億円があるが、これは24年度の見返資金からの貸付肩替りにすぎず同年度の建設投資とならないので本表に掲げていない。

2. 本表中、25年度及び26年度の見返資金の欄の数字の右肩の◎印は「出資」、*印は「使用」であることを示す。

(資料) 大蔵省「財政金融統計月報」100号、170ページより。

第8表に明らかなように、原資面における構成の比重に変化がみられる。1つは、見返資金と運用部資金との比重が全く入れかわっているということであり、2つには、「財政と金融の分離」のもとでの公信用停止の政策が、一般会計からの出資という形でぐりぬけられているということである。さらに注目すべきは、原資を構成している各々の財政資金がどの部面に投入されているかという問題である。見返資金は、政府事業建設投資が、それらの自己資金の増大とともに次第に減らされ、しかも、それら見返資金の公企業投資分野となっていたものが、大部分運用部へ肩替りされているかっこうになっている。さらには、24年度の見返資金による国鉄、電通会計の公債引受け分(各々150億円、120億円)までもが運用部に肩替りされ、いわば身軽になった見返資金のほとんどが「民間への産業資金の供給」にむけられている。見返私企業投資はそうして26年度には24年度の倍増となっているし、25年度の公企業に対してみられた「使用」も「運用」重点にもどっている。また、新設の輸銀、開銀、農林漁業資金融通特別会計は、見返資金と一般会計とが「共同出資」という形になっている。これらのことは、対日援助の削減への方向にむかって、GHQの直接管理下にある見返資金を私企業分野に集中させ、「産業合理化」の重点である部門の「合理化」をGHQの権限下で実行させるという方向で、運用部資金を日本の大企業、独占体が直接に手中にしないようにさせ、専ら、見返資金によって一定の「合理化」を行ってきた公企業分野を運用部資金にひきつがせ、また、一般会計から出資金を出させ、政府から一定の「自立性」をもった政府金融機関を設け、それを見返資金とむすびつけるなどの意図をもっていたといえるであろう。これが、一般会計負担にはねかえらないようにして、インフレ抑制を堅持させる「効率的」な方向とむすびついたものであったのである。

また、原資の各々の資金コストという点からみれば、一般会計資金は、主として租税によっており、資金コストはゼロである。見返資金は、対日援助物質の売払い代金(一部、一般会計による輸入補給金も含まれているが)であり、当初は無償援助と考えられており、それだからこそGHQが強力な管理権を獲得して

いたものであるが、さしあたり資金コストがゼロのものとして運用されていた。これらに対して、運用部資金は郵便貯金等のいわば公信用によって金融的に調達してきたものであり、低いとはいえ資金コストのかかるものである。

従って、資金コスト・ゼロの一般会計出資は、見返資金とむすびつけ、コストのかかる運用部資金を公企業分野にまわし、公企業の「合理化」「独立採算」をゆるめることのできない一つの圧力としていたということができよう。そして、依然としてGHQの権限が強く及ぶ見返資金及びそのさらに効率的、独立採算的運用機関への出資とむすびつけられた一般会計出資金は、大企業・独占体への融資に際しても、それらが元来資金コストのかからないものだとしても、「効率性」を維持し、それらの財政資金への寄生を強めず、「合理化」圧力となり、「合理化」を誘導していくことができるという体制をつくりあげたものということができよう。

以上のような内容こそが、見返資金財源の先細り、消滅にそなえることを軸にした原資の「合理的」配分の意味するものであり、また、単一為替レート維持・インフレ抑制のもとでの財政資金の効率的、独立採算的運用形態のもつ意義でもあったのである。

かくして、いままで、IMF体制下へ日本を組み入れていくための「国民経済の合理化」とその中心的な役割を担わされてきた財政の「合理化」の過程を検討してきたのであるが、戦後日本の財政投融资制度は、この財政「合理化」の結果として、また、日本の「自立化」「産業合理化」を推進する槓杆として、この昭和25年度末から翌年初にかけての段階でいわば第一次の形成を実現することになるのである。ひきつづき、これらの過程を個々の財政投融资機関の形成の具体的事情とその役割を検討するなかで深め、新たな特徴をつかみ出さねばならない。また、さらに、「講和」体制への移行に伴って制度的に一応の確立をみる昭和27・28年度予算を検討し、またどのように制度的な整備が行われてくるのかを検討しなければならない。しかし、紙面の関係上、これらの課題を次稿以降に譲ることとする。